

マニュアルの主な検討項目について

1 化学災害又は生物災害発生時の初動活動について(資料3参照)

(1) 災害の種別が正確に特定できない場合の初動活動(P1 第1章)

化学災害又は生物災害の疑いがある災害が発生した場合のうち、通報内容等により、化学災害又は生物災害の種別が判別できる場合は、第3編の化学災害又は第4編の生物災害を参照することとした。

(2) 初動時の建物内の封鎖(P2 第2節(7))

生物剤と判断された粉等が散布された場合は、参考資料として巻末に対処要領を追加することから、消防機関が主体となつては実施しない封鎖活動を削除した。

(3) 区域(ゾーン)設定における距離の取扱い(P3 第2章)

災害の種別が確定できない場合(原因物質が不明な場合)の各ゾーン設定において、具体的距離はあくまで「目安」とし、種別が確定できる場合などは適切な距離を設定することとした。

(4) 活動隊の防護措置(P6~10 表中)

- ① 必須装備と選択装備を区分した。
- ② インナー手袋を選択装備に追加した。
- ③ レベル A 装備に「酸素呼吸器は不可」の旨追記した。

2 化学災害について(資料4参照)

(1) 救急隊による患者搬送時の主な処置について(P6~15 表中)

- ① 化学剤の性質欄に「救急隊による患者搬送時の主な処置」を追加
- ② 曝露写真の貼付

(2) 1次トリアージポストの名称について(P21 表中等)

「1次トリアージポスト」の名称を「曝露者集合場所」に変更

(3) 担架搬送の人数(P32(4)②)

合計3人以上で担架搬送することが望ましいが、安全が確保されている場合等は適切な人員で搬送することとした。

(4) 曝露者集合場所でのマスク着用(P33(2)④)

二次曝露を防止するため、曝露者(疑いのある者を含む。)に対して、曝露者集合場所から除染所(脱衣時)までの間、マスクを着用させることとした。

⇒参) その後のマスク着用は(生物災害など)

(5) 1次トリアージの方法(P34(4))

- ① START 法は使用しない旨追記
- ② 除染方法を決定
- ③ トリアージタグの不使用を追記

(6) 平常時の解毒剤の保有情報について(P37(5)⑦)

医療機関から解毒剤の保有情報を平常時に提供してもらうこととした。

3 生物災害について(資料5参照)

(1) 衛生部局との事前調整(P1 第3章)

生物災害の主たる所管は衛生主管部局だが、実際には消防機関が対応する場合が多いと予測されるため、事前の調整を行っておく必要がある旨記載した。

(2) 生物剤の救急隊処置・搬送方法について(P3 表中)

生物剤に曝露した患者を搬送する場合の救急処置・搬送方法について記載する。
(現在未記載)

(3) 「隔離」措置の用語の削除(P18(6))

隔離措置は、消防機関が行うことができないため、用語を削除する。被害拡大防止のための曝露者の管理は、「集合管理」とする。

(4) 1次トリアージの方法(P21(4))

化学災害と同様

- ①START 法は使用しない旨追記
- ②除染方法を決定
- ③トリアージタグの不使用を追記

(5) 搬送後の処置(P24(2))

救急車の除染(消毒)については、保健所の指示により行うこととした。

4 化学災害又は生物災害時の除染活動について(資料6-2)

(1) 除染の対象(P1)

除染の対象を「ホットゾーンにいた者」、「ウォームゾーンにいた人で必要であると思われる者」等とした。

(2) 皮膚等へ0.5%除染剤を使用する場合の適用対象(P3・P11 留意事項イ)

0.5%除染液での清拭が有効な場合をびらん剤及び神経剤(VX・タブンのみの文献あり。)とした。

(3) 温水除染の是非(P9 第2節)

原則として温水除染を水除染の標準とした。

(4) 除染時間の目安(P9(3))

3~5分を目安とした。

(5) 歩行不能者の除染方法(P10 対象1ア)

顔は洗い流さず、ガーゼ・スポンジでふき取ることとした。

(6) 除染ラインの構成(P13(1))

除染ラインを4列に区分した。

(7) 暖房・保温の必要性(P13(2))

除染所における暖房や除染者の保温の必要性について追加した。

(8) 説明内容の是非(P13(3))

脱衣による除染効果を80~90%除去と説明することとした。

(9) 持ち物、服、貴重品のビニール袋の取扱い(P13(4)①第2段階)

除染所付近にそのまま置いておくこととした。

(10) 除染完了の確認(P14 第 7 段階)

除染確認に検知器を使用することとした。

(11) 医療従事者が実施した処置(P15 第 4 段階)

除染時であっても医療従事者が実施した処置については手を加えないこととした。

(12) 環境除染の範囲と主体(P16 第 4 節)

汚染場所、汚染建物等の除染は、人命救助に必要なもののみ主体となることとした。

(13) 汚水の処理(P18(1))

(除染で使用して空になった)防火水槽などに溜めることとした。

(14) 汚水の処理(P18(2))

汚水は5%除染液を使用後、2時間後に下水に排水することとした。

5 化学災害又は生物災害時における体調管理等について(資料7)

(1) がれき災害活動時の体調管理事項の化学災害又は生物災害活動への適用について(P1)

長時間活動、肉体的・精神的な疲労が高いこと、熱中症の危険性が高いことなど、がれき災害とBC災害の活動の特性は類似していると思われる。

そのため平成22年度救助技術の高度化等検討会報告書(がれき救助技術)の該当部分から引用し、BC災害活動時の隊員の体調管理事項とした。

(2) 脱水症、惨事ストレスの記載について(P4~6)

化学災害又は生物災害活動隊員の留意事項として、脱水症、惨事ストレスについての記載を参考事項として掲載した。

6 参考資料について

(1) 緊急時応急措置指針について(資料8)

物質数が非常に多数なため、代表的薬剤を抜粋することとしたい。

(2) NBC災害活動時の合図要領(資料9)

東京消防庁が使用しているものを参考資料として添付した。